

特別職の審議監の職の設置について

1 趣旨

市を取り巻く社会情勢が目まぐるしく変化する中、順応できるイノベーションを推進するためには様々な要素を網羅的に施策に反映し、将来にわたり持続可能なまちづくりを的確に推進していく必要があります。そのため、市長が、公務・政務を問わず、様々な機会やネットワークを効果的に活用することで、高度な行政課題に対応し、重要施策の実現や円滑な市政運営を確保するため、地方公務員法に規定されている制度に基づき、特別職として審議監を設置するものです。

具体的な業務内容は、政策や事業に関する情報収集・分析、主要課題やプロジェクト推進に関する助言、事業推進にあたっての関係機関との連絡調整や協力支援などです。

2 設置根拠

地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき条例で指定する特別職として「審議監」を設置するもので、条例の定めにより市長との特別な信頼関係に基づき任用される市長直轄の常勤特別職です。

特別職のため、地方公務員法の適用は受けず、政治的行為の制限が少ないことが特徴です。

【参考：地方公務員法（抜粋）】

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（～略～）の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

3 条例案の内容

指定する職：審議監

定 数：1人（常勤）

任 期：1年（再任（更新）可能）

報 酬：本市の管理職相当とします。

【概要】

項目	金額等	備考
給料月額	356,800円	本市管理職相当
期末手当	3.25か月	常勤の特別職
通勤手当	支給	常勤の特別職
退職手当	支給しない	